

剪定枝、木、草の搬入にあたっての注意事項

エコクリーンプラザみやざきに剪定枝及び木、草を直接搬入される場合、以下の基準をお守り下さい。

各施設で分別をするスペースはありません。また運転に支障がありますので、必ず事前に次の基準に分別をしたうえで搬入してください。

剪定枝、木、草の受入基準

| | |
|---|---|
| 1 | <p>幹径12cm以下 及び 長さ1m以下</p> <p>⇒ 焼却溶融施設 ^</p> <p>※<u>剪定業者・事業所等の方はこの基準以内で搬入して下さい</u></p> |
| 2 | <p>幹径12cm以下 及び 長さ4m以下</p> <p>⇒ 碎砕施設 (可燃粗大ごみ) ^</p> |
| 3 | <p>幹径12~30cm以下 及び 長さ2m以下</p> <p>⇒ 碎砕施設 (可燃粗大ごみ) ^</p> |

注意

- ◎ 基準が守られていないと施設運転に支障が生じる場合があります。その際には持ち帰っていただきます。
- ◎ 原則として「1 幹径12cm以下及び長さ1m以下」の基準内になるようご協力ください。
- ◎ 木の根は細かく破碎し、上記1または2、3の基準内にして下さい。
- ◎ 木の根に付いている土砂は、取り除いて下さい。
- ◎ 幹径・・・幹の直径の長さ。角材の場合は対角線の長さ。

焼却溶融施設で燃え残り、灰コンペアーを異常停止させる原因になった切り株 (380×400mm)

